

奈良税務署からのお知らせ

回 覧

平成 28 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、
平成 29 年 **2月 16日(木)** から
平成 29 年 **3月 15日(水)** までです。

【確定申告会場開設日】
平成 29 年 2 月 16 日 (木)

- **2月 15日(水) 以前は、確定申告会場での相談を行いません**ので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
- 確定申告会場では、**16時まで申告相談の受付**を行いますが、混雑状況により早めに相談受付を終了させていただく場合がありますのでご了承ください。

税理士による地区相談会場のご案内 (2月)

| 会 場 名 (所 在 地) | 開設時間 | 1 | 2 | 3 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|--------------------------|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| | | 水 | 木 | 金 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 奈良県立図書情報館(奈良市大安寺西1-1000) | 9:30 ~ 16:00 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |

※ 本年は、「西奈良県民センター」には会場を開設しませんので、ご注意ください。

- ・ 開設日は「●」印の日です。※ 土・日は開設してありません。
- ・ 駐車場は有料です (1時間まで無料、それ以降は1時間毎に100円かかります。)
- ・ 相談受付の終了時刻は15時です (2月15日は14時に相談受付を終了させていただきます。)
- ・ 混雑の状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。
- ・ 昼休みの時間帯は、少人数で対応しますのでご了承ください。
- ・ 会場にお越しの際は、前年分の控え等をご持参ください。
- ・ 会場への電話でのお問合せはご遠慮ください。
- ・ 「土地・建物・株式等を売却された所得 (上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を含む。)」、「贈与税」や「相続税」等に関するアドバイスは行いませんので、これらに関する相談が必要な場合は、税務署にご相談ください。

確定申告書へのマイナンバーの記載等について

マイナンバー制度の導入に伴い、平成 28 年分以降の所得税等の確定申告書には、

マイナンバー(12桁)の記載

+

本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要になります。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の最新情報やお問合せ先

- ・ 国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) トップページ上の  をクリック!
- ・ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (無料 月曜日~金曜日 9時30分~20時)



申告書は、国税庁ホームページで作成できます！！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない確定申告書及び青色申告決算書等を作成することができます。

作成した確定申告書等は、印刷して郵送等により提出できます。
また、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。
※ 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

確定申告書等作成コーナー

▼ 作成コーナー（トップ画面）

① ご利用案内 ② ご利用になれない方 ③ e-Tax送信体

クリックで作成開始

申告書・決算書 収支内訳書等 **作成開始** 書類提出

※ 平成22年分から平成26年分までの申告書等を作成することができます。

途中で保存したデータを読み込み再開！ **作成再開**
作成した決算書・収支内訳書のデータを利用して申告書を作成することもできます。

過去の年分のデータを利用して作成！ **過去の年分のデータ利用**

こんなメリットがあります

1 申告会場に出向く必要なし！

2 いつでも利用可能！（※）

3 自動計算機能！

4 前年データの利用可能！

※ 確定申告期間は24時間いつでも利用できます。

- 申告の内容についてのお問合せは、まずは最寄りの税務署にお電話にてお問い合わせください。
- 確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（☎0570-01-5901）にお尋ねください。
【受付】月曜～金曜（祝日等及び12月29日～1月3日を除く。）

確定申告の納付期限と振替納税の利用について

○ 平成28年分確定申告

| | 所得税 及び 復興特別所得税 | 消費税 及び 地方消費税 (個人事業者) |
|-----|-------------------|----------------------------|
| 納期限 | 平成29年3月15日(水) | 平成29年3月31日(金) |
| 振替日 | 平成29年4月20日(木) | 平成29年4月25日(火) |

(注) 納税が遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。

振替納税は・・・

- ◆ 金融機関又は税務署へ納めに行っていただく手間が省け、便利です。
 - ◆ 納め忘れがないので、延滞税がかかる心配がなく、安心です。
- お申し込みは・・・
- ◆ 「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して税務署に提出するか、金融機関にご提出ください。

